清須市介護予防・日常生活支援総合事業

「きよす集中リハビリサービス」事業業務委託仕様書

１　委託業務名

清須市介護予防・日常生活支援総合事業「きよす集中リハビリサービス」事業業務委託（以下「本事業」という。）

２　事業目的

本事業は、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業通所型サービス（第１号通所事業）の通所型サービスＣ（短期集中予防サービス）に位置づける。

本事業は、要支援認定に相当する利用者等に対して、リハビリテーション専門職が短期間、集中的に関与することにより、生活機能の改善、運動器の機能向上を目指す。本事業のサービスを提供することにより、要支援者等の生活不活発状況の脱却を図り、介護が必要な状態になることを予防する。また、社会的活動や社会的参加を促進し、地域における自立した日常生活を送れるよう支援するとともに、要支援者等の個別目標の達成を目的とする。

３　委託期間

令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

４　準拠法令等

業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、次の関係法令や省通達等に準拠するものとする。

①　介護保険法

②　地域支援事業実施要綱

③　清須市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

５　疑義

業務の実施にあたり、疑義が生じたとき及び本仕様書並びに関係法令等に記載のない事項については市担当課と協議のうえ実施するものとする。

６　利用者

利用者は、本市に住所を有し、介護保険法に基づく要支援１及び要支援２の認定者又は「基本チェックリスト」によりサービス事業対象と判定された者（以下「事業対象者」という。）を対象として、介護予防ケアマネジメントに基づき必要と認められた者とする。

７　実施場所

実施は、サービスを提供するために必要な場所かつ、必要な設備・備品がある所とし、原則事業受託者（以下「事業者」という。）の所在地で行う。ただし、委託事業を所在地以外で行う場合は、事前に清須市に申し出た場所にて実施することも可とする。

　また、本事業は独立して実施するものとし、同一敷地、建物で実施されている他の事業と明確に区別し、本事業、他の事業の利用者相互に支障のないようにするものとする。

８　業務内容

事業者は、次に掲げるサービスを行うものとする。

（１）サービス内容と提供時間

①通所サービス

１回あたり１.５時間以上（送迎時間を除く）を原則とし、以下のサービスを提供する。

・運動器機能及び認知機能の維持向上のための訓練

　トレーニングマシンやセラバンド等の機器を使用した機能訓練を中心に、利用者の運動器機能や認知機能の維持向上のため、担当する介護支援専門員が作成したケアプランの目標に基づき、リハビリテーション専門職が考えた個々のプログラムを実施し、訓練を行う。

②訪問サービス

　　利用者の日常生活の質の向上や事業終了後も継続的な社会参加に繋がるよう、利用宅を訪問し、状況や希望に応じて以下のサービスを必要な時間提供する。

・利用者の身体機能及び認知機能の状況、家庭や家屋環境などのアセスメント

利用者が少しでも長く自宅で生活が送れるよう、日常生活動作や日常生活上の動線確認、住宅改修を行う利用者にはどのような改修が利用者にとって効果的かなど、リハビリテーション専門職の立場からアドバイスを行う。

　・「自宅用運動プログラム」の実践支援

　　　利用者が自宅においても生活機能維持のための訓練が行えるよう、「自宅用運動プログラム」を作成し提供するとともに、訪問サービス提供時に実践を支援する。

　・通いの場への付き添い等

　　　本事業終了後、地域の通いの場等へ移行する利用者に対して、通いの場等への移動手段、経路の確認や通いの場等の活動が利用者に適するか判断するために付き添いを行うなど、利用者がスムーズかつ継続的に通いの場等に参加できるよう必要な支援を行う。

　・その他の訪問サービス

　　　上記以外で、利用者の日常生活の質の向上や社会参加に繋げるために必要と認められるサービスを行う。

（２）実施回数

①利用者１人に対して週２回以上のサービス提供を基本とする。（ただし、利用者都合による欠席の場合はこの限りではない。）介護予防ケアマネジメントに位置づけられた場合は、週１回も可とする。

②サービスの提供期間は、３カ月以内とする。ただし、介護予防ケアマネジメントに位置づけられた場合は、最大６カ月以内まで提供可能とする。

③実施回数は、サービス提供期間内において、１人あたり３０回までとする。そのうち、訪問サービスを原則２回以上実施すること。

（３）送迎業務

通所サービスの提供時は、事業実施場所まで利用者の送迎を行うこと。ただし、利用者が自身で事業実施場所まで通う場合、又は公共交通機関等で通う場合は不要とする。送迎を行う場合は、利用者の安全を第一に考え、適切な送迎場所、送迎時間等を調整すること。

（４）その他

①事業者は、介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨や地域包括支援センターが計画する介護予防ケアマネジメントに基づき、サービス提供期間内で達成可能な個別目標を設定し、支援内容を作成すること。ただし、利用者の状態等に応じ、適宜、支援内容等を修正することができる。

②事業者は、個別目標、支援内容を利用者に十分説明し、同意を得たうえでサービスを提供すること。

③支援内容に関しては、厚生労働省が示している「介護予防マニュアル（改訂版）」等を参考に実施すること。

④事業者は、運動器機能の向上訓練に加え、可能な限り、利用者の栄養改善及び口腔機能向上を目的とした指導等を行い、生活機能全体の向上を図ることが望ましい。

⑤事業者は、体力の評価基準として定める「きよすスケール」を、サービス提供期間中２回以上実施し、身体状況の変化、運動器の状態等を利用者に説明すること。

⑥事業者は、本事業終了後の利用者同士による、自主グループ結成を支援すること。

⑦本事業終了時、個別目標達成により、地域の通いの場等へ移行する利用者に対しては、「私の元気プランカレンダー」を活用し、継続的な生活機能維持や社会参加へつながるよう支援すること。

⑧事業者は、事業利用終了者のうち、他の通所サービスの利用がない者については、市が主催する「体力測定会」への参加を勧奨すること。

９　人員基準

①責任者：専従１名以上

支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。

　②リハビリテーション専門職：専従１名以上

　　リハビリテーション専門職は、理学療法士又は作業療法士とする。

③従事者：利用者に応じて必要数

１０　適合すべき基準

　事業者は、介護保険法施行規則第１４０条の６２の３第２項に規定されている下記基準を遵守すること。

1. 事故発生時の対応
2. 従業者又は従業者であった者の秘密保持
3. 従業者の清潔保持と健康状態の管理
4. 廃止・休止の届出と便宜の提供

１１　委託料

利用者１人１回あたり　５,２００円

※委託料には、それぞれ人件費、事務費、事業の企画、運営、実施にかかる費用等を含むものとする。

１２　利用者自己負担額

利用者１人１回あたり　３００円

１３　再委託の禁止

事業者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

１４　個人情報の保護

事業者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、知り得た情報は、本事業の目的の範囲内で使用するものとし、清須市の事前の書面による同意なくして、第三者に開示してはならない。なお、情報の取り扱いについては、契約終了後においてもその保護に遺漏のないよう十分留意すること。

１５　安全管理

事業者は、事業開催中及び休憩時間、送迎に関する時間において、利用者の安全確保に留意すること。また、事故発生を未然に防止するため、安全管理マニュアルを整備すること。ただし、同所において、類似事業経営に必要な安全管理マニュアルを備えている場合は不要とする。

１６　事故発生時の対応

利用者の体調異変や緊急を要する状態を確認したとき、もしくはその危険が予測されるときは、適切な対応に努めること。また、サービス提供中の事故、ケガ等が発生した際には、速やかに利用者の家族及び市へ事故等の状況、対応及び経過等について報告すること。事故発生時に備え、十分な総合賠償責任保険等への加入を含めた、必要な体制を整えること。

１７　実績報告及び委託料の支払

事業者は、毎月の実績に基づき「実施状況報告書兼請求書」を作成し、実施月の翌月１０日までに提出すること。

　市は、提出された「実施状況報告書兼請求書」の内容を審査した上で、受領した日から３０日以内に委託料の支払を行う。

１８　書類の整備及び保存年限

　事業者は、事業遂行にあたり必要な書類を整備し、本事業終了後、５年間保存すること。